◯１３番（笹岡ゆうこ君）　　陳受29第１号　市民の財産を毀損する[**ＰＰＰ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit1)事業反対に関する陳情、陳受29第４号　情報公開制度の適正運用と市民参加を求めることに関する陳情、陳受29第５号　武蔵野市健康福祉総合計画に基づく「かかりつけ医制度」の充実と武蔵境駅北口市有地有効活用事業の見直しに関する陳情に対し、残念ながら反対の立場で討論させていただきます。
　おのおのの事情は今までもずっと、他の反対討論の中で言われてきましたので、別の視点に立ってお話しさせていただきたいと思います。今回市民の方、大勢陳情を出してくださいましたが、**それの大もとになる思いというのは、やはり自分のまちは自分でつくる、そういったところと、この**[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit2)**ＦＩ事業の乖離があったのではないかと感じておりました。**

　しかしながら、平成26年度、総務省は、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針として、総合管理計画策定に当たっての留意事項の中に、[**ＰＰＰ／Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit3)ＦＩ活用についてを入れております。
　その後、平成27年度、内閣府の、「多様な[**ＰＰＰ／Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit4)ＦＩ手法導入を優先的に検討するための指針」として、このように書いてあります。「[**ＰＰＰ／Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit5)ＦＩの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、[**ＰＰＰ／Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit6)ＦＩ手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、**多様な**[**ＰＰＰ／Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit7)**ＦＩ手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大をしていく**」とあります。

　つまり、公共施設等総合管理計画において、公共施設の洗い出しをした後に、その管理と整備については優先検討条件として[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit8)ＦＩを入れてくるようにと、そういったのが国の流れであります。

そして人口20万人以上の地方公共団体に対しては、そういった[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit9)ＦＩの優先検討基準とか規定をつくれと言ってきているのが、今の国の流れだと思っております。

　また、平成29年度、今年度の通常国会に提出予定とされている官民連携事業の推進に関する法律案におきましても、このような問題点が感じられております。

２つ読み上げさせていただきますが、「[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit10)ＦＩが民間事業者にとっても魅力的となるよう、収益を目的とする施設の併設、公的不動産の有効活用等により、**高い収益性が確保されるように努めるものとする」**でありますとか、「[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit11)**ＦＩの推進を妨げるような規制の撤廃または緩和を速やかに推進するものとする」**、などといったものが入ってくるのではないかと言われております。

　今回のこの一連の武蔵境駅前市有地の動きに関しましては、こういった国の流れを私たち議会がどう捉えるか、この陳情をいただいたものから考えましても、それに対して私たちがどう考えていくか、どう捉えていくかといったような課題だと思っております。

　先ほどの反対討論にありましたように、武蔵野として[**ＰＰＰ・Ｐ**](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document%211%21guest05%21%2123117%210%211%216%2C-1%2C6%214610%21226827%216%2C-1%2C6%214610%21226827%2112%2C11%2C10%214%2111%21233458%21121%212?Template=DocPage#hit12)ＦＩを優先検討していくのかどうか、この国のプレッシャーといったらあれですけれども、国が規定しなさいと言っているものに対してどのように取り組んでいくか、そういったことをもっともっと今後の課題としつつ、市民自治との関係も武蔵野の特色でもありますから、自分のまちは自分でつくる、そういったものと乖離することがないように、今後この国の流れも注視していかなければならないと強く申し上げて、今回の陳情には残念ながら反対とさせていただきます。